

朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法および関連政令

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）では、2002年10月23日に金剛山観光地区を設置する政令が公布された。また、2002年11月13日には『朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法』が最高人民会議常任委員会によって採択された。

これまでも大韓民国（以下、韓国とする）からの金剛山観光は行われていたが、輸送手段が海路に限られており、費用と時間がかかるため、観光客数が伸びなやんでいた。2002年9月18日に、京義線および東海線鉄道とそれに平行する道路の非武装地帯における工事が開始され、2002年内の開通を目指して現在工事が行われている。今回の観光地区法では、陸路の観光が許容されており、金剛山観光は新たな展開を迎えることとなる。

南北は、離散家族の面会所を金剛山に設置することに関して協議を重ねており、金剛山の陸路観光が実現し、離散家族の面会所が金剛山に設けらるることになれば、南北合わせて1000万人に上るといわれる離散家族の面会を、当事者の存命中に行うことができる物理的な条件が整うことになる。

以下は、ERINA 翻訳による『朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法』全文および政令『朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区を設置することについて』である。

なお、政令中の地名の翻訳に当たっては、申大興『最新朝鮮民主主義人民共和国地名辞典』（雄山閣出版、1994）を参考にした。

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会政令 朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法を採択することについて

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会は、以下のように決定する。

朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法を採択する。

朝鮮民主主義人民共和国内閣及び当該機関は、本法を執行するための実務的対策を立てる。

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会

チュチェ 91 (2002) 年 11 月 13 日

平壤

朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法

第1条 金剛山観光地区は、共和国の法に従い管理運営する国際的な観光地域である。

朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法は、観光地区の開発及び管理運営において制度及び秩序を厳格に確立し、金剛山の自然生態観光を発展させることに貢献する。

第2条 金剛山観光地区において観光は、南側及び海外同胞が行う。

外国人も金剛山観光を行うことができる。

第3条 観光は民族の悠久の歴史、燦爛たる文化を認識し、登山、海水浴及び休養により健康を増進し、金剛山を遊覧する方法で行う。

第4条 観光地区において観光、観光業及びその他の経済活動は、本法及びその施行のための規定に従い行う。

法規で定めない事項は、中央観光地区指導機関及び観光地区管理機関が協議して処理する。

第5条 観光地区の事業に対する統一的指導は、中央観光地区指導機関が観光地区管理機関を通じて行う。

機関、企業所、団体は、観光地区事業に関与する場合、中央観光地区指導機関と合意しなければならない。

第6条 中央観光地区指導機関の任務は、次の各号に掲げるとおりである。

1. 観光地区管理機関の事業に対する指導
2. 観光地区開発事業に対する指導
3. 対象建設設計文書の合意
4. 観光地区法規の施行細則作成
5. 観光地区管理機関が要求する物資及び記念商品の保障
6. 観光地区の税務管理
7. その他、国家から委任された事業

第7条 観光地区の開発は、開発業者が行う。

開発業者は、中央観光地区指導機関から当該機関の土地利用証の発給を受けなければならない。

第8条 開発業者は、観光地区開発総計画を作成し、中央観光地区指導機関に提出しなければならない。

中央観光地区指導機関は、観光地区開発総計画を受理した日から30日以内に審議結果を開発業者に通知しなければならない。

第10条 開発業者は、承認された観光地区開発総計画を変更しようとする場合、中央観光地区指導機関に申請書を提出し、承認を受けなければならない。

第11条 開発業者は、観光地の風致林を伐採し、又は名勝地、海岸の松林、海水浴場、奇岩絶壁、優雅で奇妙な山の地形、風景のよい島をはじめとする自然風景並びに洞窟、滝、城跡等の天然記念物及び名勝旧跡を破損し、又は環境保護に支障をきたす建物、施設物を建設してはならず、定められた汚染物質の排出基準、騒音、振動基準等の環境保護基準を保障しなければならない。

第12条 観光地区の管理は、中央観光地区指導機関の指導の下に、観光地区管理機関が行う。

観光地区管理機関は、開発業者が推薦する成員で構成する。

中央観光地区指導機関が推薦する成員も観光地区管理機関の成員となることができ

る。

第13条 観光地区管理機関の任務は次の各号に掲げるとおりである。

1. 観光計画の作成
2. 観光資源の調査、開発及び管理
3. 観光宣伝、観光客募集及び観光の組織
4. 投資誘致及び企業の創設承認、登録、営業許可
5. 土地利用権、建物、車両の登録
6. 観光地区のインフラ施設物の管理
7. 観光地区の環境保護、消防対策
8. 南側地域から観光地区に出入する人員及び輸送手段の出入証明書発給
9. 観光地区管理機関の事業準則作成
10. 観光地区管理運営事業の状況と関連した報告書提出
11. その他、中央観光地区指導機関が委任する事業

第14条 観光地区管理機関は、観光地区の現代的な浄水場、沈殿池、汚水処理場等の環境保護施設及び衛生施設を備え、様々な汚水を観光及び環境保護に支障のないように浄化し、又は処理しなければならない。

第15条 観光地区管理機関は、観光を高い水準で行うことができるよう、観光の環境及び条件を保障しなければならない。

観光地区管理機関は、観光客から観光地入場料を受け取ることができる。

第17条 観光客が携帯することができない物は次の各号に掲げるとおりである。

1. 武器、銃弾、爆発物、凶器
2. 定められた拡大倍数又は規格を超過するレンズを備えた双眼鏡、望遠鏡、写真機、録画撮影機
3. 無線機及びその付属品
4. 毒薬、麻薬、放射性物質等の有害物質
5. 伝染病が発生した地域の物
6. 社会秩序維持に支障をきたすおそれのある各種印刷物、図画、文字盤、録音録画物
7. 愛玩用ではない動物
8. その他観光と関連のない物

第18条 観光客は、単独又は団体で自動車等の車両を利用し、又は徒歩で自由に観光を行うことができる。

必要に応じて、行事、文芸活動、写真撮影、録画撮影又は投資相談、貿易契約締結等を行うことができる。

第19条 観光客が守らなければならない事項は次の各号に掲げるとおりである。

1. 観光地区管理機関が定めた路程に従って観光しなければならない。
2. 社会制度及び住民の生活風習を尊重しなければならない。
3. 民族の和合と美風良俗に適合しない印刷物、図画、録音録画物等を流布してはならない。
4. 観光と関連のない対象を撮影してはならない。
5. 観光地区管理機関が定めた立入禁止又は立入制限区域に入ってはならない。
6. 通信機材を観光と関連のない目的に利用してはならない。
7. 革命事跡地、歴史遺跡物、天然記念物、動植物、温泉等の観光資源に損傷を与える行為を行ってはならない。

第20条 観光客は、金剛山観光地区外の他の観光地を観光することができる。この場合、観光地区管理機関を通じて、観光証明書発給申請を行わなければならない。

第21条 観光地区では、南側及び海外同胞並びに外国の法人、個人、経済組織が投資し、観光業を行うことができる。

観光業には、旅行業、宿泊業、娯楽及びサービス施設業等が属する。

ソフトウェア産業のように公害のない先端科学技術部門の投資も観光地区で行うことができる。

第22条 観光地区では、観光業及びそれと関連したインフラ建設部門の投資を奨励する。

金剛山の自然生態環境を破壊し、又は変化させる部門の投資は行うことができない。

第23条 観光地区に投資しようとする者は、観光地区管理機関の企業創設承認及び営業許可を受けなければならない。

企業創設承認を受けた場合には、定められた出資をして観光地区管理機関に企業登録を行い、当該機関の税関登録、税務登録を行わなければならない。

第24条 観光地区では、定められた転換性外貨を使用することができる。

転換性外貨の種類及び基準貨幣は、観光地区管理機関が中央観光地区指導機関と合意して定める。

観光地区において外貨は、自由に搬出入することができる。

第25条 南側地域から観光地区に出入する南側及び海外同胞並びに外国人並びに輸送手段は、観光地区管理機関が発給した出入証明書を所持し、指定された通路で査証なしで出入することができる。

観光地区から共和国の他の地域に出入し、又は他の観光地へ出入する秩序、共和国の他の地域を通じて観光地区に出入する秩序は別に定める。

第26条 観光地区の出入は、中央観光地区指導機関と観光地区管理機関の間で合意した通路及び輸送手段で行う。

観光客の輸送手段は、軍事分界線を越えた時から、観光を終え軍事分界線を越える時まで、定められた観光標識旗のみを掲揚する。

第27条 観光地区に出入する観光客及びその他の人員並びに動植物及び輸送手段は、出入検査、税関検査並びに衛生及び動植物検疫事業を受けなければならない。

検査、検疫機関は、出入検査、税関検査並びに衛生及び動植物検疫事業を観光地区の安全及び出入に支障をきたさないよう、科学技術的方法で迅速に行わなければならない。

第28条 本法に違反し、観光地区の管理運営及び観光事業に支障をきたした者には、状況に応じて損害賠償等の制裁を科すことができる。

状況が重大な場合には、追放することができる。

第29条 観光地区の開発、管理運営及び企業活動と関連して発生した意見の相違は、当事者間で協議の方法で解決する。

協議の方法で解決できない場合には、北南間で合意した商事紛争手続又は仲裁、裁判手続で解決する。

附則

第1条 本法は採択された日から施行する。

第2条 金剛山観光地区と関連して北南間で締結した合意書の内容は、本法と等しい効力を持つ。

第3条 本法の解釈は最高人民会議常任委員会が行う。

(以上)

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会政令
最高人民会議常任委員会金剛山観光地区を設置することについて

金剛山は朝鮮の名山、世界の名山である。

我が党と共和国政府の人民的な施策により、天下絶勝の金剛山は、我が人民の文化休養地として、世界的な嘆賞観光地として、すばらしく整備されている。

今日、金剛山観光は民族全体の大きな期待と関心の中で進められている。

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会は、国土建設総計画に合わせ、金剛山観光を活性化するため、下記の通り決定する。

1. 江原道高城郡金剛山地区及び通川郡の一部の地域に、名勝地生態観光を基本とする朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区を設置する。
2. 金剛山観光地区は、江原道高城郡の高城邑、温井里及び城北里の一部地域並びに三日浦、海金剛地域、通川郡の一部地域を含む。
3. 金剛山観光地区には、朝鮮民主主義人民共和国の主権が行使される。
4. 朝鮮民主主義人民共和国は、金剛山観光地区開発のための法人、個人及びその他の経済組織の自由な投資を許容し、その財産を法的に保護する。
5. 中央観光地区指導機関は、金剛山観光地区開発が進むのに合わせて、新たな観光対象地を増やすことができる該当する対策を立てる。
6. 朝鮮民主主義人民共和国内閣及び当該機関は、本政令を執行するための実務的対策を立てる。

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会

チュチェ 91 (2002) 年 10 月 23 日

平壤

(以上)